



国民年金の受給権者は現況届を

年金の支払いが年四回の支払期月毎に行なわれていますが、今後とも引続き年金をうける権利があるかどうかを確認する必要があります。

この確認のため、受給権者は毎年一回生存の事実について、市町村長より「国民年金受給権者現況届」に直接証明をうけるか、または住民票の抄本などを添えて、老令年金、通算老令年金の受給権者は二月十五日までに社会保険庁へ、その他の年金受給権者は三月三十一日までに市役所へ提出していただきます。この現況届が提出されませんと六月期の支払い分から年金支給が停止されることとなります。

「わが家の家計簿」
市民課
体験談募集

あなたの貴重な体験を文章にまとめて、記帳方法の改善に苦しんでいる人たちの参考にしてあげてください。

お年玉賞品の引換え

■年賀はがきのお年玉抽せん会は1月15日の成人の日に行なわれました。引換え期間は1月20日から7月19日までです。当選したはがきは、番号の部分を取り離さずにお近くの郵便局でなるべく早くお引換えください。

■書き損じたはがき類の交換
郵便はがきを書き損じたり、印刷を誤ったのは新しいはがき類と交換いたします。なお、手数料を次のとおりいただきます。
通常はがき（お年玉つき年賀はがきを含む）1枚につき2円
往復はがき 1枚につき4円

○家計簿をつけ始めた動機や記帳上の苦心談
○家計簿をつける喜びや家族の人の協力の模様
○家計簿で発見したムリやムダ
○家計簿によって予算生活をした結果、消費内容に生じた変化
○最近の物価高を家計簿記帳により、うまく乗り切った体験
○家計簿をもとにした、これからの明るい生活設計
など、家計簿記帳に関するものを何でも自由に書いてください。

原稿
①本文は四百字詰原稿用紙五枚（千文字）以内、本文のほか、月別項目別支出一覧表を添付のこと（記帳歴一年以上の人は最近一年分）なお、できれば記帳内容のわかるその他参考計画表を添付すること。
②原稿には、応募者の住所、氏名、

秀作 十編 賞金 各三万円
佳作 三五編程度 賞金 各一万円
応募者には家計簿を贈呈する
入選発表
昭和四十九年六月中旬、入選者に直接通知するほか、NHK放送などで発表
送り先
高知市本町日本銀行高知支店内
高知県貯蓄推進委員会

（ふりがな）、職業、年令、同一家計でくらす家族名（応募者との続柄、年令、職業、就学状況など）家計簿記帳年数、および連絡電話番号を記載すること。
③封筒には家計簿体験談と明記すること。
④応募原稿は返さない。原稿締切
昭和四十九年二月二十八日
入選
特選 五編 賞金 各五万円

一月一日号「こんにちわ」欄の武市充代さんが浜田充代さんとなっていました。訂正しておわびします。



生活再建のために 貸付金の利用を

なにか仕事をして生活の再建をはかりたいが、必要な資金を借りる道がなく困っている人のために世帯更生資金があります。

昭和48年度から貸付限度額がつきのように改正になりました。
1、生業費、身体障害者生業費
20万円が25万円に
40万円が50万円に（特に必要と認められる場合）

世帯更生資金貸付条件一覧表

資金種類	貸付限度	据置期間	償還期限	貸付利率
更生資金	生業費 (特別) 250,000円以内 500,000円以内	1年 以内	6年以内	年3%
	支度費 30,000円以内	6ヵ月以内		
身体障害者 更生資金	生業費 (特別) 250,000円以内 500,000円以内	1年 以内	8年以内	年3%
	支度費 30,000円以内	6ヵ月以内		
生活資金	技能習得費 月 3,000円以内	知識技能習得期間満了後 6ヵ月以内	5年以内	年3%
	生業費 (特別) 250,000円以内 500,000円以内	1年 以内		
福祉資金	50,000円以内	6ヵ月以内	3年以内	年3%
住宅資金	300,000円以内	6ヵ月以内	6年以内	年3%
修学資金	高校 月 3,000円以内 (特別) 月 4,000円以内 短大、高専 月 7,000円以内 (特別) 月 9,500円以内	卒業後 6ヵ月以内	8年以内	無利子
	就学支度費 30,000円以内	6ヵ月以内	8年以内	無利子
療養資金	(特別) 100,000円以内 150,000円以内	6ヵ月以内	5年以内	年3%
災害援護資金	200,000円以内	1年 以内	6年以内	年3%

を通じて配付していただき、各農家から申請書の提出を願っておりますが、まだその申請書を提出されていない人は、早く提出してください。申請書を提出しなければならぬ人は、農地十アール（一反）以上の面積を耕作している農家の人（成年者）です。

これまで、農業委員は無投票の年が多かったわけですが、昭和四十九年の改選には、社会情勢の変化にともない、投票がおこなわれる公算が非常に強いと考えられますので特に抜かりのないよう提出してください。また縦覧期間には縦覧のうえ登録を確認してください。

《選挙管理委員会》
《農業委員会》

児童手当の支給範囲拡大

児童手当の支給対象範囲がことし四月から大幅にひろがります。これまで、児童手当の支給をうけるのに必要な条件は、①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が十歳未満の児童であること、②その人の収入が一定の額に満たないこと、
以上二つの要件でした。
この二つの要件のうち①の要件が大幅に緩和され「十八歳未満の児童三人のうち、一人以上が義務教育終了前」であれば手当が支給されるようになります。

新たに該当すると思われる人や現在の支給額より額がふえると思われる人は、三月末日までに申請をしてください。もし申請が遅れますと四月分からの児童手当が支給されなくなり、請求月の翌月から支給となります。

児童手当についての問い合わせは、市民課給付係（TEL三二二二一、内線一三三）へ。
なお、公務員と三公社に勤めている人は勤務先に申請してください。

《市民課》

農委 農業委員の選挙人名簿の申請

毎年一月一日現在の状況で農業委員会委員選挙人名簿の作成がえがおこなわれています。そのため申請用紙を各部落連絡員さん